

青森県報

第六百十九号

令和五年
六月五日
(月曜日)

目次

告 示

○生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
○右 同	同	一
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
○右 同	同	三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	同	四
○右 同	同	五

告 示

青森県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	医療法人 ウェルビーイング
	主たる事務所の所在地	五所川原市字一五〇一の五
居宅介護事業の種類	名称	医療法人 ウェルビーイング 津島歯科
	所在地	五所川原市字一五〇一の五
指 定 年 月 日	令和 二・六・一	

青森県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定によ

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	が生活習慣病対策課	六
○道路の区域の変更	道路課	六
公 告		
○県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定	農村整備課	七
出先機関		
○道路の位置の指定	上北地域（県民局）	七

り、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	医療法人 ウエルビーイング
	主たる事務所の所在地	五所川原市字 大町五〇一の 一五
介護予防の種類	介護予防	介護予防 居宅療養 管理指導
	名称	医療法人 ウエルビーイング 津島歯
介護予防事業所	所在地	五所川原市字 大町五〇一の 一五
	指定年月日	令和 二・六・一

青森県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	株式会社 和
	主たる事務所の所在地	十和田市東 一番町一 の二三
居宅介護の種類	居宅介護	訪問介護
	名称	ヘルパー ション 愛
居宅介護事業所	所在地	十和田市東 一番町一 の二三
	変更年月日	令和 五・四・一

青森県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	株式会社共 仁会
	主たる事務所の所在地	弘前市大字船 水三丁目三 八
居宅介護支援事業所	名称	居宅介護支 援事業所 ボ One ラ
	所在地	弘前市大字和泉 二丁目一五の三 弘前市大字千 二丁目六の四一
変更年月日	令和 五・二・一	

青森県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護 事業の種類
名称	居宅介護事業所
所在地	廃止 年月日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

青森県告示第百二十九号

社会福祉法人 弘前豊徳会	赤石 茂	小堀 博文	小堀 博文	中里 紀生	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗
弘前市大字大 八川中桜川一 の〇	弘前市大字上 二瓦ケ町一七の	弘前市大字中 二野二丁目二の	弘前市大字中 二野二丁目二の	上北郡野辺地 八町字上小中野	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字
通所介護	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問リハ ビリテー ション	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問リハ ビリテー ション	訪問看護	居宅療養 管理指導	訪問看護
デイサービス センターきら ら弘前	赤石歯科医院	小堀クリニッ ク	小堀クリニッ ク	中里医院	西とよだ歯科 医院	西とよだ歯科 医院	西とよだ歯科 医院	仲町歯科医院	仲町歯科医院
弘前市大字藤 一野二丁目六の	弘前市大字上 二瓦ケ町一七の	弘前市大字中 二野二丁目二の	弘前市大字中 二野二丁目二の	上北郡野辺地 八町字上小中野	南津軽郡藤崎 目九の四 町西豊田一丁	南津軽郡藤崎 目九の四 町西豊田一丁	南津軽郡藤崎 目九の四 町西豊田一丁	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字
〃	五・三・三	〃	五・三・四	五・二・五	〃	〃	〃	〃	令和 三・三・三

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務 の所在地	介護予防 事業の種 類	介護予防事業所		廃 日 止
			名 称	所 在 地	
小堀 博文	弘前市大字中 二野二丁目二の	介護予防 居宅療養 管理指導	小堀クリニッ ク	弘前市大字中 二野二丁目二の	〃
小堀 博文	弘前市大字中 二野二丁目二の	介護予防 訪問リハ ビリテー ション	小堀クリニッ ク	弘前市大字中 二野二丁目二の	五・三・四
中里 紀生	上北郡野辺地 八町字上小中野	介護予防 居宅療養 管理指導	中里医院	上北郡野辺地 八町字上小中野	五・二・五
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	介護予防 居宅療養 管理指導	西とよだ歯科 医院	南津軽郡藤崎 目九の四 町西豊田一丁	〃
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	介護予防 訪問看護	西とよだ歯科 医院	南津軽郡藤崎 目九の四 町西豊田一丁	〃
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	介護予防 居宅療養 管理指導	仲町歯科医院	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	〃
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	介護予防 訪問看護	仲町歯科医院	南津軽郡藤崎 村岡五八 大字藤崎字	令和 三・三・三

赤石 茂	弘前市大字上瓦ヶ町一七の二	介護予防 居宅療養 管理指導	赤石歯科医院	弘前市大字上瓦ヶ町一七の二	五・三・三
------	---------------	----------------------	--------	---------------	-------

青森県告示第三百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		居宅介護事業所の 主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所 の名称	所在地	変更 年月日
		名称	名称					
株式会社 和	株式会社 和	和	和	和	訪問介護	ヘルパー ション愛	和	令和 五・四・一
十和田市大 字相坂字高 清水七八の 九九六	十和田市東 一丁目一 の二三	十和田市東 一丁目一 の二三	十和田市東 一丁目一 の二三	十和田市東 一丁目一 の二三				

青森県告示第三百九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例によ

る生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		居宅介護支援事業所の 主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所 の名称	所在地	変更 年月日
		名称	名称				
株式会社共 仁会	株式会社共 仁会	株式会社共 仁会	株式会社共 仁会	弘前市大字船 水三丁目三の 八	居宅介護支 援事業所 ボネラ	弘前市大字和泉 二丁目一五の三 弘前市大字千 二丁目六の四一	令和 五・二・一

青森県告示第三百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業所の 主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類	名称	所在地	廃止 年月日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

青森県告示第百九十四号

社会福祉法人 弘前豊徳会	赤石 茂	小堀 博文	小堀 博文	中里 紀生	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗	佐藤 芳朗
弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	弘前市大字上 瓦ケ町一七の 二	弘前市大字中 野二丁目二の 二	弘前市大字中 野二丁目二の 二	上北郡野辺地 町字上小中野 八	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八
通所介護	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問リハ ビリテー ション	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問リハ ビリテー ション	訪問看護	居宅療養 管理指導	訪問看護
デイサービス センターきら ら弘前	赤石歯科医院	小堀クリニッ ク	小堀クリニッ ク	中里医院	西とよだ歯科 医院	西とよだ歯科 医院	西とよだ歯科 医院	仲町歯科医院	仲町歯科医院
弘前市大字藤 野二丁目六の 一	弘前市大字上 瓦ケ町一七の 二	弘前市大字中 野二丁目二の 二	弘前市大字中 野二丁目二の 二	上北郡野辺地 町字上小中野 八	南津軽郡藤崎 町西豊田一丁 目九の四	南津軽郡藤崎 町西豊田一丁 目九の四	南津軽郡藤崎 町西豊田一丁 目九の四	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八	南津軽郡藤崎 町大字藤崎字 村岡五八
〃	五・三・三二	〃	五・三・二四	五・二・二五	〃	〃	〃	〃	令和 三・三・三三

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類			
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	訪問看護	仲町歯科医院	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	令和 三・三・三三
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	居宅療養管理指導	仲町歯科医院	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	〃
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	訪問看護	西とよだ歯科医院	南津軽郡藤崎町西豊田一丁目九の四	〃
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	訪問リハビリテーション	西とよだ歯科医院	南津軽郡藤崎町西豊田一丁目九の四	〃
佐藤 芳朗	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	居宅療養管理指導	中里医院	上北郡野辺地町字上小中野八	五・二・二五
小堀 博文	弘前市大字中野二丁目二の二	訪問リハビリテーション	小堀クリニック	弘前市大字中野二丁目二の二	五・三・二四

赤石 茂	小堀 博文
二瓦ヶ町一七の上	二野二丁目二の中
管理指導 居宅療養 介護予防	管理指導 居宅療養 介護予防
赤石歯科医院	小堀クリニック
二瓦ヶ町一七の上	二野二丁目二の中
五・三・三	〃

青森県告示第百九十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の分	氏 名	名 称	所 在 地	担 当 する 診療 科 名	指 定 年 月 日
医難病指定	樽澤 絵里	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	脳神経内科	五・四・七
医難病指定	城戸 宏一	医療法人啓友会きびくクリニック	八戸市田向五丁目二の一	泌尿器科（人工透析）、内科	〃
医難病指定	奈川 大輝	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	腎臓内科	五・四・三
医難病指定	藤田 朋之	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	内分泌内科	五・三・二六
医難病指定	雨森 恭子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器内科、膠原病内科	令和 五・三・二七

青森県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年七月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
田中 誠悟	石田 哲平	原 藍子	中田 真道	伊藤 貴司	丸山 博行
院むつ総合病	療陰国民健康保 療南部町医セ ンター	院学弘前大学医 部附属病	中央病 院	十和田市立 中央病院	泊健康保険小 泊診療所
丁目二の八	山八七の一	五三	丁目一の一	番町一四の八	一北津軽郡中泊町 大字小泊字朝間 の二五
産婦人科	内科	眼科	循環器内科	呼吸器内科	内科、外科
五・四・二八	五・四・二五	〃	五・四・二二	五・四・二〇	〃

八上北郡野辺地町字笹館一の二 六の野辺地三	位 置
ル七四・五一メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
令和 五・五・二六	年 指 月 定 日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭